第十一条第一項中「第八条第四項」を「第八条第五項」に、「同条第五項」を「同条第六項」に改め、同条第二項中「第八条第五項」を「第八条第六項」に改める。

第十五条中「コンテナ又は非開放型の」を「非開放型のコンテナ又は」に改める。

第十八条第四項中「前条第六項」を「前条第七項」に改める。

（核燃料物質等車両運搬規則の一部改正）

第二条　核燃料物質等車両運搬規則（昭和五十三年運輸省令第七十二号）の一部を次のように改正する。

第二条第二項第一号中「定める放射性輸送物」の下に「（同条第二項に定めるＩＰ―１型輸送物、ＩＰ―２型輸送物及びＩＰ―３型輸送物を含む。）」を加え、同項第五号中「のうち、非開放型の構造のもの」を削り、同項第九号中「外接する直方体の一辺が一・五メートル以上であり、かつ、」を削り、「及び取卸し」を「、取卸し及び運搬中の取扱い」に改める。

第八条第一項中「第十一項及び第十七項」を「第十項及び第十六項」に改め、同条第二項第三号中「前項」を削り、同条第四項第一号中「核分裂性輸送物にあつては」を「核分裂性輸送物（次号に規定するものを除く。）にあつては」に改め、同項第三号中「前号」を「前三号」に改め、同号を同項第四号とし、同項第二号中「前号」を「前二号」に改め、同号を同項第三号とし、同項第一号の次に次の一号を加える。

二　外運搬規則第十一条に基づき原子力規制委員会の定める要件に適合する核分裂性輸送物にあつては、告示で定める値

第九条第二項中「事項を」の下に「、耐久性のある方法で、」を加え、同項第十号中「識別番号」を「識別記号」に改め、同条第六項を同条第七項とし、同条第三項から第五項までを一項ずつ繰り下げ、同条第二項の次に次の一項を加える。

3　次に掲げるオーバーパックには、その表面の見やすい箇所に、それぞれ当該各号に定める事項を、耐久性のある方法で、鮮明に表示しておかなければならない。

一　核燃料輸送物が収納され、又は包装されているオーバーパック　「オーバーパック」の文字又は「ＯＶＥＲＰＡＣＫ」の文字

二　核燃料輸送物が収納され、又は包装されているオーバーパック（個々の核燃料輸送物に表示された前項第一号及び第二号に定める事項が外部から容易に確認できる場合を除く。）　荷送人若しくは荷受人の氏名又は名称及び住所並びに当該核燃料物質等に係る告示で定める国連番号

三　核燃料輸送物（Ｌ型輸送物を除く。）が収納され、又は包装されているオーバーパック（個々の核燃料輸送物に表示された前項第一号及び第二号に定める事項が外部から容易に確認できる場合を除く。）　当該核燃料物質等の告示で定める品名

第十条第二項中「第十八条第十一項及び第十四項」を「第十八条第十項及び第十三項」に改め、同条第五項中「第十八条第十二項」を「第十八条第十一項」に改める。

第十二条第一項中「第九条第四項」を「第九条第五項」に、「同条第五項」を「同条第六項」に改め、同条第二項中「第九条第五項」を「第九条第六項」に改める。

第十六条中「コンテナ又は非開放型の」を「非開放型のコンテナ又は」に改める。

第十七条の二第一項中「ものを」の下に「非開放型の」を加える。

第十八条第一項中「第十八項」を「第十七項」に改め、同条第四項中「第十二項」を「第十一項」に改め、「、かつ、核分裂性輸送物が収納されているコンテナについては、臨界安全指数を定め」を削り、同条第六項を削り、同条第七項を同条第六項とし、同条第八項を同条第七項とし、同条第九項中「第七項」を「第六項」に改め、同項を同条第八項とし、同条第十項を同条第九項とし、同条第十一項中「及び臨界安全指数の合計」、「若しくは臨界安全指数」及び「であつて、次の各号の基準のいずれかに適合するとき」を削り、同項第一号及び第二号を削り、同項を同条第十項とし、同条第十二項を同条第十一項とし、同条第十三項を同条第十二項とし、同条第十四項を同条第十三項とし、同条第十五項中「第八項」を「第七項」に、「第九項」を「第八項」に改め、同項を同条第十四項とし、同条第十六項中「第九項」を「第八項」に改め、同項を同条第十五項とし、同条第十七項を同条第十六項とし、同条第十八項を同条第十七項とする。

第十九条第一項中「前条第十八項」を「前条第十七項」に、「第十一項から第十四項」を「第十項から第十三項」に改め、同条第二項中「前条第十八項」を「前条第十七項」に改める。

（道路運送車両の保安基準の一部改正）

第三条　道路運送車両の保安基準（昭和二十六年運輸省令第六十七号）の一部を次のように改正する。

第四十七条第一項第六号中「放射性輸送物（Ｌ型輸送物を除く。）」を「放射性輸送物（Ｌ型輸送物を除き、同条第二項に定めるＩＰ―１型輸送物、ＩＰ―２型輸送物及びＩＰ―３型輸送物を含む。）」に改める。

（放射性同位元素等に係る登録運搬方法確認機関に関する省令の一部改正）

第四条　放射性同位元素等に係る登録運搬方法確認機関に関する省令（平成十七年国土交通省令第六十号）の一部を次のように改正する。

第十五条第一項第三号中「定める放射性輸送物」の下に「（同条第二項に定めるＩＰ―１型輸送物、ＩＰ―２型輸送物及びＩＰ―３型輸送物を含む。）」を加える。

附　則

（施行期日）

1　この省令は、平成二十七年一月一日（次項において「施行日」という。）から施行する。

（経過措置）

2　この省令による改正後の放射性同位元素等車両運搬規則及び核燃料物質等車両運搬規則の規定は、施行日以後に開始される放射性同位元素等又は核燃料物質等の運搬について適用し、同日前に開始される放射性同位元素等又は核燃料物質等の運搬については、なお従前の例による。

○国土交通省令第九十六号

軌道法（大正十年法律第七十六号）第十四条（同法第三十一条第一項において準用する場合を含む。）の規定に基づき、軌道運転規則及び無軌条電車運転規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十六年十二月二十六日　　国土交通大臣　太田　昭宏

軌道運転規則及び無軌条電車運転規則の一部を改正する省令

（軌道運転規則の一部改正）

第一条　軌道運転規則（昭和二十九年運輸省令第二十二号）の一部を次のように改正する。

第三条第一項中「第八章」を「第八章の二」に改め、「除く。）」の下に「の規定」を加える。

第四条の二中「第四条第一項」を「前条第一項」に改める。

第十一条の見出し中「巡視」の下に「及び監視」を加え、同条中「少くとも」を「少なくとも」に改め、同条に次の二項を加える。

2　前項の規定による巡視は、車両の安全な運転に支障を及ぼすおそれがないと認められるときは、同項の規定にかかわらず、線区の状況及び車両の運行状況に応じ適切な時期に行うものとする。

3　本線路において車両の安全な運転に支障を及ぼす災害のおそれがあるときは、当該線路を監視しなければならない。

第十二条中「は、一年に少くとも一回」を「については、一年以下の検査の周期を定め、その周期ごとに」に改め、同条に次の一項を加える。

2　前項の規定による検査の時期は、別表の上欄に掲げる検査の周期の区分に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げるとおりとする。